六　食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）第一条
七　総合資源エネルギー調査会令（平成十二年政令第二百九十三号）第一条及び第六条第一項の表省エネルギー・新エネルギー分科会の項
八　社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）第一条及び第六条第一項の表建築分科会の項
九　交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）第一条並びに第六条第一項の表交通体系分科会の項及び技術分科会の項
（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正）
第三条　地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。
第五条第一号中「すべて」を「全て」に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改め、同条第二号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。
第七条中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。
附　則
この政令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第一条（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の題名の改正規定及び同令第一条第一項の改正規定を除く。）の規定は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
環境大臣　石原　伸晃

港湾法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七十一号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第八項、第五十五条の三の四第一項、第六十条の三及び第六十条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の九の次に次の一条を加える。

（緊急確保航路）

第十七条の十　法第五十五条の三の四第一項に規定する緊急確保航路の区域は、別表第五のとおりとする。

第二十二条第一項第一号中「第六章」の下に「、第五十五条の三の三、第五十五条の三の四」を加える。

別表第二第一号を次のように改める。

一　東京湾中央航路

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(24)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域

(1)　川崎東扇島防波堤東灯台（北緯三五度二九分四一秒東経一三九度四六分五九秒）から八〇度三〇分六、〇三〇メートルの地点
(2)　川崎東扇島防波堤東灯台から九九度八、九〇〇メートルの地点
(3)　川崎東扇島防波堤東灯台から一二三度七、六八〇メートルの地点
(4)　木更津港防波堤西灯台（北緯三五度二二分三七秒東経一三九度五一分四〇秒）から五度一五分五、六三〇メートルの地点
(5)　木更津港防波堤西灯台から二九二度三〇分五、一〇〇メートルの地点
(6)　川崎東扇島防波堤西灯台（北緯三五度二八分五一秒東経一三九度四五分三秒）から一六四度八、六二〇メートルの地点
(7)　第二海堡灯台（北緯三五度一八分四二秒東経一三九度四四分二九秒）から一〇度三、八二〇メートルの地点
(8)　第二海堡灯台から三五一度七九〇メートルの地点
(9)　第二海堡灯台から七一度三六〇メートルの地点
(10)　第二海堡灯台から一六六度一五分六三〇メートルの地点
(11)　観音埼灯台（北緯三五度一五分二二秒東経一三九度四四分四三秒）から九〇度三、七〇〇メートルの地点
(12)　海獺島灯台（北緯三五度一二分四三秒東経一三九度四四分七秒）から九〇度四、六五〇メートルの地点
(13)　海獺島灯台から九〇度二、九〇〇メートルの地点
(14)　観音埼灯台から九〇度一、九五〇メートルの地点
(15)　第二海堡灯台から一七九度四五分二、八九〇メートルの地点
(16)　第二海堡灯台から一八六度三〇分三、一七〇メートルの地点
(17)　第二海堡灯台から一九七度二、六五〇メートルの地点
(18)　第二海堡灯台から一九〇度三〇分二、三二〇メートルの地点
(19)　横須賀港東北防波堤東灯台（北緯三五度一九分九秒東経一三九度四〇分三一秒）から六一度三〇分二、八二〇メートルの地点
(20)　横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台（北緯三五度二二分四三秒東経一三九度三九分三〇秒）から七五度一五分三、六五〇メートルの地点
(21)　横浜本牧防波堤灯台（北緯三五度二六分三六秒東経一三九度四一分二一秒）から一五四度四五分四、二一〇メートルの地点
(22)　横浜本牧防波堤灯台から一四九度四、〇四〇メートルの地点
(23)　横浜大黒防波堤東灯台（北緯三五度二七分二四秒東経一三九度四二分二五秒）から一三八度一五分四、五〇〇メートルの地点
(24)　川崎東扇島防波堤東灯台から一一七度三〇分四、〇四〇メートルの地点

別表第二中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。